

政治家の寄附は禁止。有権者が求めることも禁止。

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）と私たち有権者とのつながりはとても大切です。しかし、金銭や品物で関係が培われるようでは、いつまでたっても明るい選挙、お金のかからない選挙に近づくことはできません。

親族等が代理で出席する場合の結婚祝	地域の運動会・スポーツ大会への飲食物の差入	お祭りへの寄附・差入
町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入	葬儀の花輪・供花	落成式・開店祝等の花輪
病気見舞	親族等が代理で出席する場合の葬儀の香典	贈らない 求めない 受け取らない
入学祝・卒業祝	お歳暮・お年賀	

「山都町議会議員一般選挙」立候補予定者説明会

立候補予定者説明会を次のとおり開催します。立候補手続き、選挙運動の注意事項等の説明をしますので、**立候補を予定されている方は必ず出席してください。**

- ◆とき 平成29年9月1日（金）午前10時から
- ◆ところ 矢部保健福祉センター「千寿苑」多目的ホール
- ◆内容 立候補届出・選挙公営・選挙運動などに関する説明
- ◆対象者 立候補予定者1人につき3人まで出席できます。
- ◆その他 関係書類一式をお渡しします。筆記用具、印鑑を持参してください。
- ◆立候補できる方（被選挙権）
満25歳以上で、今回の山都町議会議員選挙の選挙権を持つ方

みんなで徹底しよう「三ない運動」



■問い合わせ先
選挙管理委員会事務局
☎72-1111

10月22日（日）執行 山都町議会議員一般選挙

町議会議員は、町民の代表として予算や条例など町民生活に関する重要なことや町づくりに関わることを審議・決定し、町政が適正に行われているかを確認する役割を担われています。

選挙期日の告示日、投票日等

山都町選挙管理委員会では、任期満了に伴う山都町議会議員一般選挙の執行を次のとおり決定しました。この選挙は、私たちに代わって町政を任せる代表者を選ぶ大切な選挙です。棄権することなく、大切な一票を投じましょう。

- ◆告示日 平成29年10月17日（火）※立候補届出受付日
- ◆投票日 平成29年10月22日（日）
- ◆投票時間 午前7時から午後6時まで
- ◆選挙すべき人員 14人
- ◆投票場所 町内53カ所（入場券で確認をしてください）



この選挙で投票できる人（選挙権）

平成11年10月23日以前に生まれた方で、平成29年7月16日以前に山都町の住民基本台帳へ登録され、引き続き居住されている方が投票することができます。

他の市区町村からの転入者については、この日までに転入届出を行った人です。ただし、その後町外へ転出されている場合は投票できません。

※平成29年10月16日現在で選挙権の欠格事項に当てはまる人も、投票できません。

投票日に投票所に行くことができない場合は…

◇期日前投票

投票日に、仕事や旅行などの予定がある人、病気やケガなどで投票所に行くことが難しい人などは、投票日前に投票することができます。

◇不在者投票

選挙期間中、出張や旅行などにより、山都町外に滞在している人は、その滞在先の市町村の選挙管理委員会に投票日前に投票することができます。その他、指定する病院や老人ホームなどの施設に入院（所）している人で、一定の事由に該当する人は、施設の管理者に申し出て、施設で投票することができます。

